

平成29年4月1日から

新制度「創生創業 後援制度」開始

日本初！

矢板市は、 挑戦する事業者を応援します。

地方創生をイベント
で盛り上げたい！！

ビジネスを軌道に乗せ
る仕掛けをしたい！！

でも、営利事業は後援
できないと言われた…

「稼ぐイベント」を新たな後援でサポート

創生創業後援制度の概要

- 対象事業 矢板市内で実施する「①矢板市の地方創生」又は「②事業者の創業支援」に資する事業
※ 本業に対しては後援しません。
- 対象者 矢板市に市民税を納付する事業者で、滞納のない方
※ 納税義務のない任意団体等は対象外です。
- 「②事業者の創業支援」の場合は、創業5年以内で市等が実施する創業支援制度を利用、又は矢板市商工会の推薦がある事業者
- 後援の表示 創生創業後援名義の表示は「矢板市創」又は「矢板市（創生創業）」とします。

後援を受けるためには、一定の条件を満たす必要があります。
詳細については、下記担当へお問い合わせください。

お問い合わせ先/申請先（郵送不可）

〒329-2192 矢板市本町5-4
矢板市総務課 行政担当

TEL 0287-43-1113

FAX 0287-43-2292